

今回のテーマ：年休を強制的に取らせる？！

Q. 来年、働き方改革関連法の中で、「年次有給休暇の5日の消化義務付け」される中で、計画年休制度の利用がクローズアップされていると聞きました。計画年休制度とは、どのような制度でしょうか？

A. 計画年休は、労働基準法第39条第6項に根拠規定があります。計画年休とは「従業員が持つ年次有給休暇のうち、5日を超える部分については、労使協定の定めるところにより年次有給休暇を与えることができる。」制度です。

計画年休は、労働者が取得したい日に年次有給休暇を指定するわけでもなく、あくまで労使協定により、年次有給休暇を与える時季を定める制度です。ただし、計画年休を行うには就業規則への記載と労使協定により年次有給休暇を与える時季を定める必要があります。また、計画的に付与できる年次有給休暇は、あくまで従業員各人の有する「年次有給休暇のうち5日を超える部分」について計画的に付与できるものであり、逆に言うと年次有給休暇のうち5日だけは、従業員本人の取りたい時季に取らせる必要があります。

計画年休は、事業場全体で一斉に年次有給休暇を付与する方法や、個人ごとに付与日を決定することもできますので、使い勝手は良いと思われます。

年次有給休暇を計画的に消化させるなら計画年休制度の導入を！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！